

第4部 武蔵野市障害者計画

障害者計画の策定にあたって

現行の障害者計画は平成 10 年度から平成 14 年度を計画期間としているため、今年度、新たな計画を策定する必要があります。

また、既に平成 14 年度から、精神保健福祉事務が東京都から移譲されており、精神障害者の相談窓口の整備や社会復帰の支援などに関する福祉サービスの充実が求められています。

さらに、平成 15 年度より支援費制度が実施されることから、新しい障害者施策を構築する必要があります。

このような背景をもとに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害を持つ人も持たない人も、ともに住み慣れた地域で暮らすことができる在宅福祉施策の充実を目指します。

現行の障害者施策の実績

前計画においては、8つの重点課題を設定して障害者施策を推進してきましたが、それらの進捗状況と課題は以下の通りです。

1. 総合的な相談とサービス供給体制の整備

障害者が地域で安心して暮らす事ができるには、個別的な生活支援計画の作成と的確なサービスの提供が可能な相談体制の充実が不可欠です。そこで、市の相談窓口の充実を図るため、サービス調整担当を配置し、障害者の総合的な相談を行ってきました。

さらに平成 14 年度から、精神保健福祉事務が東京都より移譲されたため、精神保健担当を配置するなど、精神障害者の社会復帰等の支援を行ってきました。

今後は、利用者の幅広い様々な問題に対応するための相談機能の充実と、利用者の在宅生活を支援するためのケアプラン作成等、より良いサービスを提供できるケアマネジメントが出来る体制作りが課題といえます。

相談件数(来所・電話・訪問)	平成 14 年度実績 (4 月～9 月)
精神障害者	383 件

2. 地域自立生活支援事業等の充実

市の窓口だけでなく、身近な地域で福祉サービスの利用の援助や保健・医療・就労・ボランティア等の利用情報の提供やピアカウンセラーによる相談等を推進するために、「びーと」（身体・知的障害者）、「ライフサポート MEW」（精神障害者）等に事業を委託し推進してきました。

今後は、現在、個別に機能している、生活支援センターと市等の関係機関が、社会資源やサービス等の各々の情報を共有出来るためのネットワークづくりが課題となります。

さらに、障害者の生活の質向上のため関係機関とのネットワーク化や、平成 15 年度から実施される支援費制度に向け、さらなる相談体制の充実と強化を図る必要があります。

支援件数(来所・電話・訪問)	平成 13 年度実績
地域生活援助センターびーと	6,019 件
ライフサポート MEW	6,504 件

3. ショートステイ事業の充実

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続ける為に、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等の様々な在宅福祉サービスの充実を図り、障害者だけでなく家族等の介護者への支援を行ってきました。

中でもショートステイ事業の充実は、介護者の介護疲労の軽減(レスパイト)を図る上での重点課題として取り組み、「桜はうす・今泉」、「なごみの家」へ補助を行い、年間 2,700 件を越える利用状況となっています。

また、日常生活を営むことに支障のある心身障害者（児）のいる家庭に対するホームヘルパー派遣事業のほかに、平成 10 年度より精神障害者に対するホームヘルパー派遣を開始しました。さらに平成 14 年 4 月から視覚障害者ガイドヘルパーと同様に知的障害者ガイドヘルパーの派遣を行うなど、ホームヘルプサービスの充実を図っています。

今後は、ショートステイに関しては、増加する利用希望者に対し（平成 13 年度の一日の平均利用者は入所枠 4 名に対し 7.58 人）より一層の充実が、ホームヘルパーに関しては、サービスの利用量の充実だけでなく、個別の障害に対応できるためのサービスの質の確保が課題となります。

ショートステイ利用件数 (平成 13 年度実績)	
桜はうす・今泉	1,729 件
なごみの家	1,036 件

ホームヘルパー派遣回数・派遣時間 (平成 13 年度実績)		
ホームヘルプサービス	9,670 回	25,682 時間
精神障害者ホームヘルプサービス	417 回	617 時間

4 . 雇用支援体制の整備

就労機会の充実と安定雇用の促進のため、市などの公共機関や民間企業からの事業委託、ハローワークとの連携による障害者の雇用情報の展示、就職相談等、雇用支援体制の整備は重要な課題の一つでしたが、構造的な不況等もあり市として十分な取り組みが出来なかった面もありました。その中でも、安定した雇用先の開拓と就業の確保を図るため障害者人材センターの設置について検討を行ってきました。

一般就労が困難な障害者が生きがいのある生活を送るための生活の場として、6 箇所の小規模作業所への支援を行い就労の場を確保し、さらに卒後対策事業として市では単独事業として作業所定員の上乗せを行っています。

また、社会復帰が進まない現状を抱えた精神障害者の社会復帰の場の充実を図るために市では、市内 3 箇所の施設(就労支援センター MEW、ワークショップ MEW、ライフサポート MEW)への支援を行ってきました。

今後は、養護学校等を卒業する児童、生徒の就労の場の確保のための支援体制の充実が課題となります。

施設名	平成 13 年度実績		
	定員	利用者	上乗せ分
いずみ作業所	20 人	13 人	
ひまわり作業所	なし	19 人	
千川作業所	19 人	22 人	3 人
チャレンジャー	19 人	24 人	5 人
むさしのワークス	19 人	21 人	2 人
ゆーあい第一作業所	19 人	15 人	

訓練延べ人数 (平成 13 年度実績)		
就労支援センター MEW	2,406 名	市内 5 箇所公園清掃等
ワークショップ MEW	3,738 名	リサイクル品販売等

5 バリアフリーモデル事業の実施

障害を持つ人も持たない人も住み慣れた地域の中で暮らすことが出来るような、福祉のまちづくりを効果的に推進してゆくためには、公園、道路、建物等のバリアフリー化を促進が不可欠と考え、福祉のまちづくりのシンボルとして、すべての人が快適に使う事が出来るユニバーサルデザインを基調に障害者や高齢者等の様々な人々が交流できる公園の整備を行ってきました。

平成 13 年度実績		
公園の名称	完成年月	公園の特徴
市民の森公園 (関前3丁目)	平成 13 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子で園内を自由に移動できるよう段差を解消。 ・ポーター花壇の設置(車椅子のままに植付け作業ができる)。 ・だれでもトイレ(車椅子での利用可能の他に乳児のオムツ交換ベット等有り)の設置。

さらに、道路の段差解消等にも取り組み、平成 7 年に武蔵野市段差解消等検討委員会で指摘された箇所すべてについて、平成 14 年中に解消を予定しています。また、公園、道路、建物等の物理的なバリアフリー(障壁の除去)だけでなく、障害者に対する誤解や偏見、差別等の意識上、制度上のバリアを取り除く、こころのバリアフリーの推進のため、体験ボランティアによる地域交流、小中学校体験学習など、啓発活動の充実を行ってきました。

2001 夏体験ボランティア(ボランティアセンター武蔵野) (平成 13 年度実績)				
区 分	男 性	女 性	合 計	活動領域別参加者数(延人数)
小中学生	1 人	36 人	37 人	高齢者関係 73 人 障害者関係 47 人 児童関係 80 人
高校生	10 人	32 人	42 人	
大学生	13 人	52 人	65 人	
社会人、その他	1 人	10 人	11 人	

小中学校体験学習(市立小学校) (平成13年度実績)				
学校名	学年	参加人数	施設名と内容	期間
第二小学校	6	10	障害者総合センター 施設見学後自分たちで出来ることをまとめ発表	H13年9月17日
大野田小学校	6	102	障害者総合センター他 ボランティア活動を通じて障害者を理解する	H14年2月12日
関前南小学校	5	40	千川作業所 道徳「ともに生きる」授業で施設職員の話を伺う。	H13年5月31日
第二中学校	2	2	障害者福祉センター 体験を通じて地域との交流、連携を深める。	H13年6月5日～ 6月7日
第四中学校	2	1	デイセンター山びこ 職場体験、介護の補助	H13年11月13日 ～14日

今後も駅、官公署等公共施設での段差解消やエレベーター、点字ブロック等の設置を図ると共に、民間施設等においてもバリアフリー化を推進するための啓発活動等が課題といえます。

また、こころのバリアフリーの推進に関しては、障害者に対する偏見、誤解や差別等を解消するために、各施設、学校、ボランティアセンター等と連携し、障害者の自立や社会参加を図る取り組みを継続していくことが必要です。

6 武蔵野市福祉公社サービス利用の拡大

住み慣れた場所で安定した生活を送ることができるよう、武蔵野市福祉公社サービス利用の拡大の検討を行い、資産活用による有償在宅サービス、法律・税務等の専門相談等のサービスを実施しました。

今後も「成年後見制度」、「権利擁護事業」の促進を図るため、サービスが利用しやすい制度に向け、地域での自立生活支援の充実を図っていきます。

7. 生活訓練の充実

平成 12 年度より土曜開館を実施しました。障害者福祉センター事業としては、日常生活訓練事業の「絵の会」、リハビリテーション事業の失語症者グループ訓練「桜の会」、音楽療法を行っています。また、土曜日の施設貸し出しの実施により利便性が向上しました。

ただし、日曜開館については、そのニーズの把握が不十分なため実施に至っていない。

平成 13 年度実績			
	実施回数	実人数	延べ人数
日常生活訓練事業 絵の会	22回	13名	195名
失語症グループ訓練 桜の会	12回	13名	130名
音楽療法 (土曜日分)	37回	11名	314名

また、聴覚・視覚障害者の生活訓練については、平成 11 年 6 月から視覚障害者生活訓練「いろりの会」を実施しています。しかし聴覚障害者の生活訓練については、そのニーズの把握が不十分なため、現在は実施していません。

平成 13 年度実績			
	実施回数	実人数	延べ人数
いろりの会	40回	7名	169名

8. 障害者福祉センターの充実

平成 12 年度の介護保険制度、平成 15 年度の支援費制度など、社会福祉基礎構造改革の中で、障害者福祉センターのあり方については地域リハビリテーションの拠点や、地域自立支援事業の実施などの構想がありますが、何れも総合的な見地から検討する必要があり、現状維持が続いています。

そのような中、緊急一時保護事業については平成 12 年度よりショートステイ事業に移行し、社会福祉法人に委託して実施しています。その結果、レスパイト目的の利用など利用要件は格段に広がりました。

平成 13 年度実績				
	家族の疾病	冠婚葬祭	レスパイト	訓練
緊急一時保護事業	4件	4件	25件	2件

障害者の実態

実態調査等から特徴的な項目を紹介する。

平成 13 年度 障害者実態調査

武蔵野市のめざす障害者計画

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

ノーマライゼーションの理念の普及と定着
生活者としての権利の保障
自己決定権の尊重

(2) 基本目標

障害者が地域の中で、安心して暮らし続けることができるように多様な福祉施策を推進します。

障害者が地域の一員として尊重され、福祉サービス等の利用について自ら選択し、自ら決定できるように支援体制づくりを推進します。

心の壁、建物や道路の壁、制度の壁など、障害者が地域で生活する上でのすべての障壁(バリア)を除去するための施策を推進します。

医療・福祉・教育・就労等の各分野の効果的な連携・協力体制づくりを推進します。

2. 重点施策と主な取り組み

(1) 住み慣れた地域で安心・安全に生活するために ～生活基盤の確立と支援～

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者の抱えている諸々の問題に対応する相談機能の充実や家族が安心できる在宅福祉サービスの質の拡充を図ります。

【主な取り組み】

相談機能の充実	人材育成の充実
在宅福祉サービスの充実	サービス事業者誘致・育成
保健・医療の充実	安心できる生活の支援
施設サービスの充実	

(2) 地域で自立した生活をするために ～自立の促進～

障害者の早期発見、早期治療を図り、幼児期より障害に合った教育、訓練等を実施し、生涯の軽減を図り、地域で生活できるための自立の促進を図ります。

【主な取り組み】

保育・教育の充実	機能訓練の充実
自立生活訓練の整備	

（３）地域社会の中でいきいきと活動するために ～社会参加の促進～

障害者が地域社会でいきいきと生活するための就労機会の支援、地域の交流を図るための自主的な活動の支援など、障害者が地域社会の中に積極的に参加できる施策を推進します。

【主な取り組み】

就労の支援	生きがいつくり
自主的な活動の支援	外出の支援

（４）暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの推進～

障害者が自らの意志によって自由に活動することができるよう、生活上のバリアを取り除くための施策を推進します。

【主な取り組み】

バリアフリー化の推進	こころのバリアフリーの推進
ボランティア活動の推進	情報提供の推進

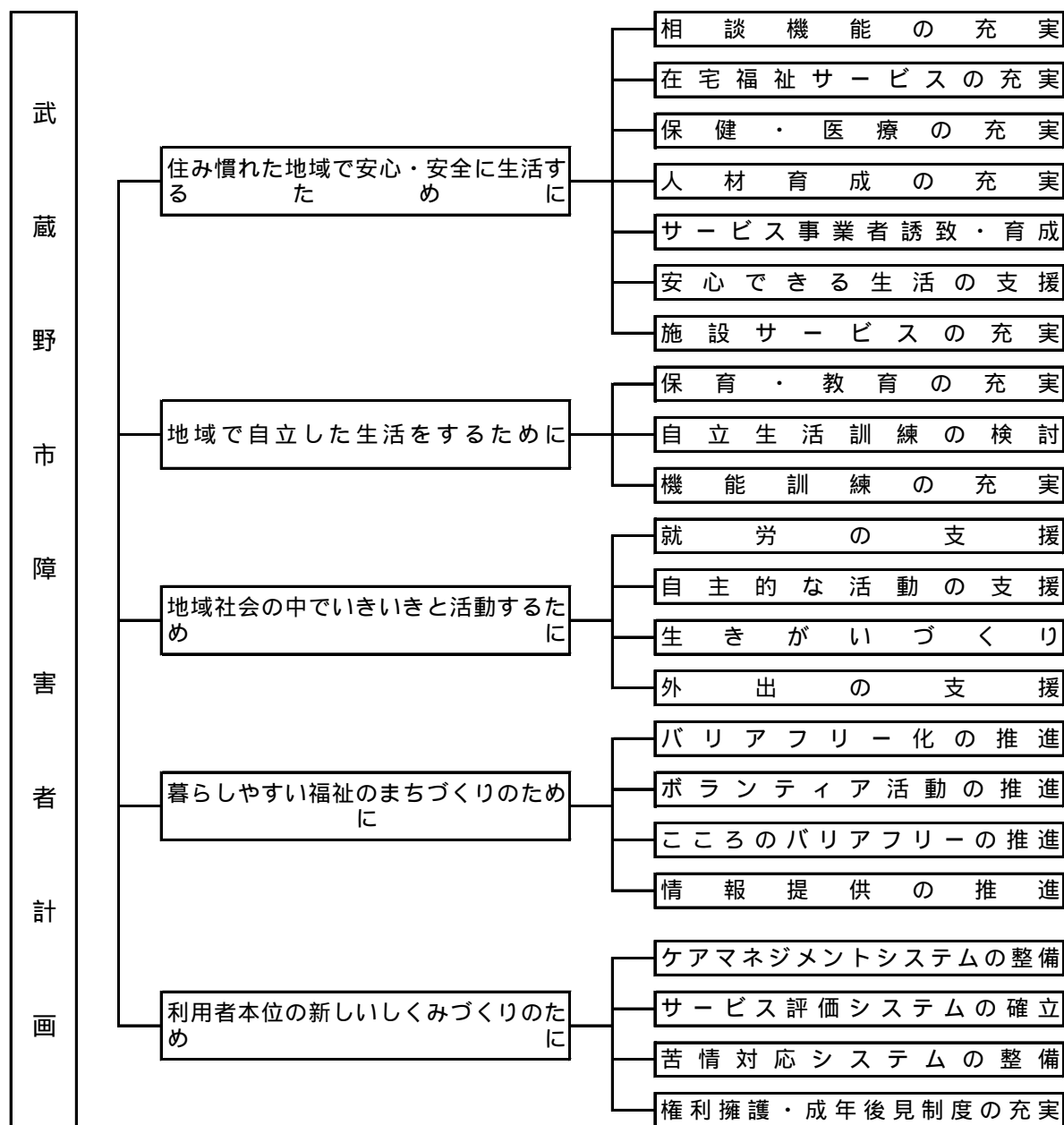
（５）利用者本位の新しいしくみづくりのために ～利用者支援の充実～

支援費制度への移行に伴い、自らが選択し、決定する契約制度となり、利用者によりよいサービスを提供できるよう、システムの確立やトラブル等を予防するため、利用者を支援する仕組みを確立します。

【主な取り組み】

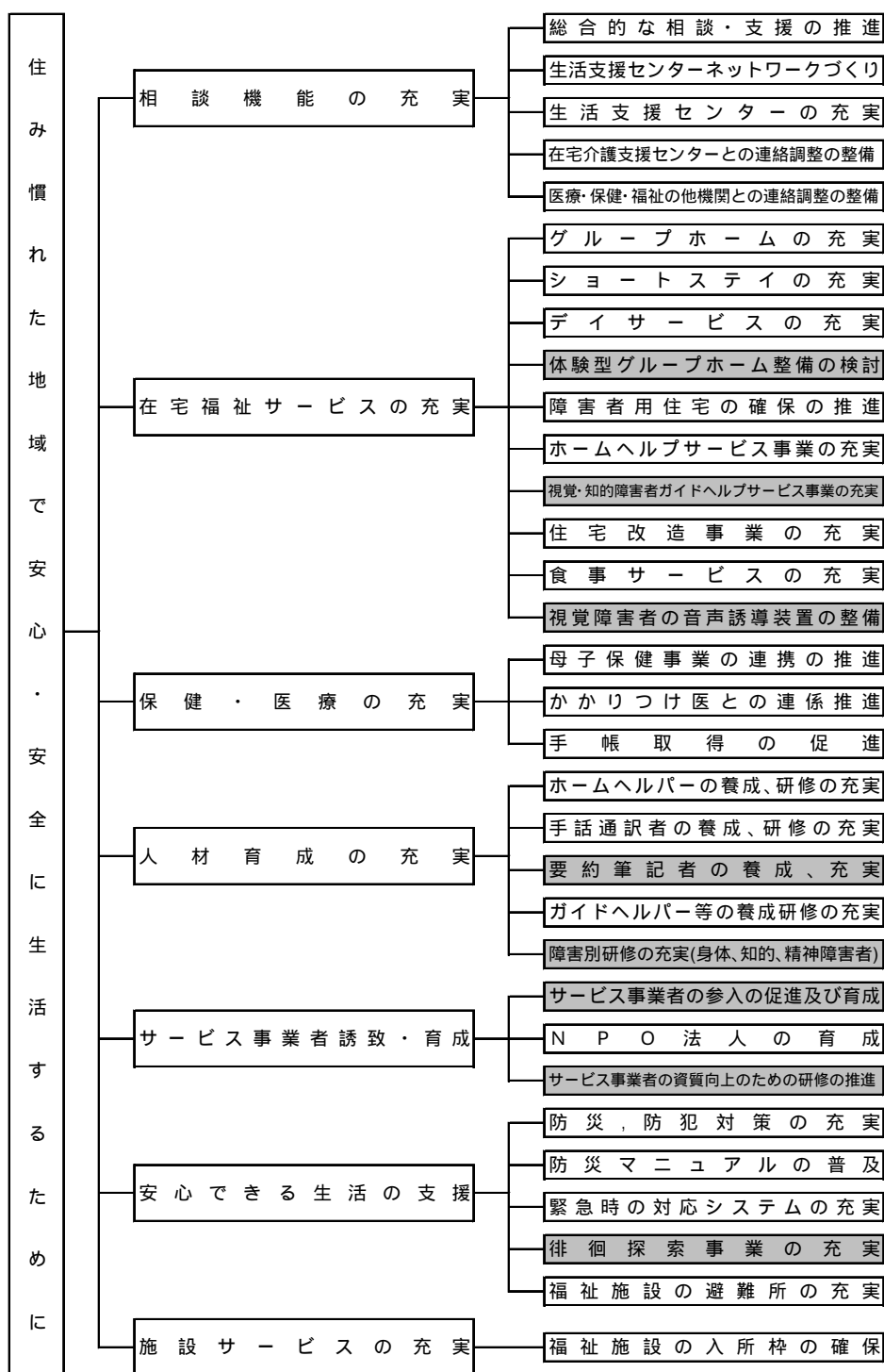
ケアマネジメントシステムの整備	苦情対応システムの整備
サービス評価システムの確立	権利擁護・成年後見制度の充実

武蔵野市障害者計画の体系



個別施策の展開

1. 住み慣れた地域で安心・安全に生活するために ～生活基盤の確立と支援～



網掛は新規事業

（１）相談機能の充実

個別施策	説明
総合的な相談・支援の推進	障害者が地域で自立した生活を支援するため、障害者福祉課、ぴーと、ライフサポートMEW等で障害福祉サービスに関する相談に応じ、適切な情報提供の促進を図る。
生活支援センターネットワークづくり	心身、精神障害者の生活を支援するため、障害者福祉課、ぴーと、ライフサポートMEW等をネットワークし、情報の共有化を図る。
生活支援センターの充実	身近なところで、生活、就労、福祉サービス等の相談を受けられる場を充実する。
在宅介護支援センターとの連絡調整の整備	高齢者、障害者の福祉サービスが重複している方に適切なサービスを提供するため、連絡調整し、よりよいサービスを行う。
医療・保健・福祉の他機関との連絡調整の整備	障害者のサービスの向上を図るため、医療、保健、福祉等の関連機関との連携を図り、障害の軽減を図る。

（２）在宅福祉サービスの充実

個別施策	説明
グループホームの充実	身体、知的、精神障害者が地域で自立した生活をする場として充実する。
ショートステイの充実	保護者、家族の病気、事故、冠婚葬祭等で介護が受けられなくなった場合や、介護疲労や休養するため、在宅の心身障害者(児)を預かり、家族介護を支援する。
デイサービスの充実	在宅で生活する障害者の自立促進、生活改善、身体機能の維持向上を図り、社会参加を促進するため整備充実を図る。
体験型グループホーム整備の検討	知的障害者等が親から独立し、自立した生活を経験するため、一定期間生活訓練を行うとともにミドルステイ等として活用するための整備を検討する。
障害者用住宅の確保の推進	公営住宅建て替え等で障害者住宅の確保を促進し、又民間住宅を借上等、障害者に配慮した住宅の確保する。
ホームヘルプサービス事業の充実	在宅で生活する、身体・知的・精神障害者・難病者及び介護者の生活を支援するため、障害者の特性にあったヘルパーを確保する養成講習会を実施する。
視覚・知的障害者ガイドヘルプサービス事業の充実	視覚・知的障害者が買い物、散歩等で外出するガイドヘルパーを養成・研修を実施し、障害者の外出の機会を支援する。
住宅改造事業の充実	障害者が在宅で自立した生活を営むため、また、介護者の介護の軽減を図るため、住宅を改造し、障害者が使いやすいとする。
食事サービスの充実	ひとり世帯等の健全な食生活で生活習慣病を予防するため、サービスの拡大を図る。
視覚障害者の音声誘導装置の整備	視覚障害者が施設の利用を円滑にできるよう音声誘導装置を整備する。

（３）保健・医療の充実

個別施策	説明
母子保健事業の連携の推進	障害を早期に発見するため、健診の受診率を上げ、早期発見、早期に治療や療育につなげ障害の軽減を図る。
かかりつけ医との連携推進	かかりつけ医と連携して、適切なサービスの提供を図る。
手帳取得の促進	障害者の手帳の取得を促進し、障害者福祉サービスを利用しやすくする。

（４）人材育成の充実

個別施策	説明
ホームヘルパーの養成、研修の充実	在宅の障害者の在宅生活を支援するため、障害にあったホームヘルパーの養成や資質の向上を図る研修を実施する。
手話通訳者の養成、研修の充実	聴覚障害者のコミュニケーションの手段である、手話通訳者を養成し資質の向上を図るため、研修を実施する。
要約筆記者の養成、充実	中途聴覚障害者等のコミュニケーションの手段である、要約筆記者を養成し、資質の向上を図る。
ガイドヘルパー等の養成研修の充実	視覚、知的障害者の外出を促進するため、ヘルパーを養成・確保し、資質の向上を図る。
障害別研修の充実(身体、知的、精神障害者)	障害者、個々人にあった、介護者を育成するため、研修を実施する。

（５）サービス事業者誘致・育成

個別施策	説明
サービス事業者の参入の促進及び育成	サービスの供給を増やすため、民間事業者の参入を促進し、良質なサービスを提供できるよう事業者を育成する。
NPO法人の育成	利用者の個々のきめ細かなニーズにあったサービスの提供者であるNPO法人を育成しサービス供給体制の強化を図る。
サービス事業者の資質向上のための研修の推進	サービス事業者が利用者の要望に応えるのサービスを提供するため、質の向上を図る研修等の推進する。

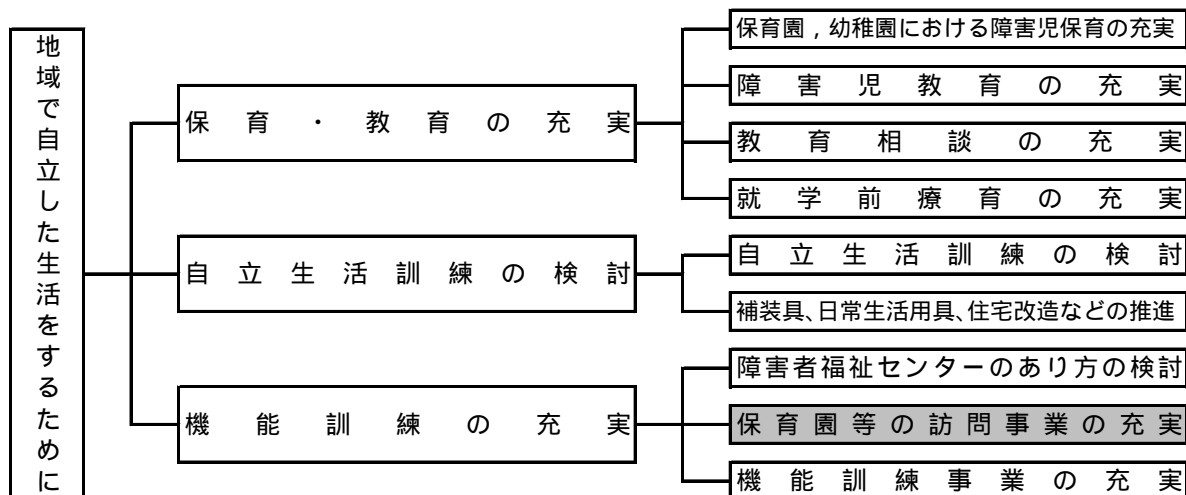
（ 6 ） 安心できる生活の支援

個別施策	説明
防災、防犯対策の充実	障害者世帯、単身世帯等の災害、犯罪を未然に防ぐために行政、警察、民生委員、地域住民との連携を図る。
防災マニュアルの普及	災害時の安否確認や防災マニュアルに基づき、非難等の手順を普及する。
緊急時の対応システムの充実	一人暮らしや病気等で日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの充実を図る。
徘徊探索事業の充実	知的障害者が道の迷ったり、行方不明になったとき、徘徊探索システムにより、早期に発見し、安全を確保する。
福祉施設の避難所の充実	災害等の避難場所として福祉施設を活用し、その受入体制を充実する。

（ 7 ） 施設サービスの充実

個別施策	説明
福祉施設の入所枠の確保	在宅での生活が困難な障害者が安心して生活ができるよう、福祉施設の入所枠を確保する。

2. 地域で自立した生活をするために ～ 自立の促進～



網掛は新規事業

（1）保育・教育の充実

個別施策	説明
保育園、幼稚園における障害児保育の充実	保育園、幼稚園に障害児を受け入れ、幼児期から障害者への理解を求め、偏見や誤解を除去する。
障害児教育の充実	幼児期から障害にあった教育を受けることによって、個々の特性に見合う発達を促す。
教育相談の充実	保護者の教育上の悩みや相談等、関係機関と連携し、幼児から成人にいたるまでの教育に関する相談体制を充実する。
就学前療育の充実	幼児期から障害の多様化に向け、就学前療育の充実を図る。

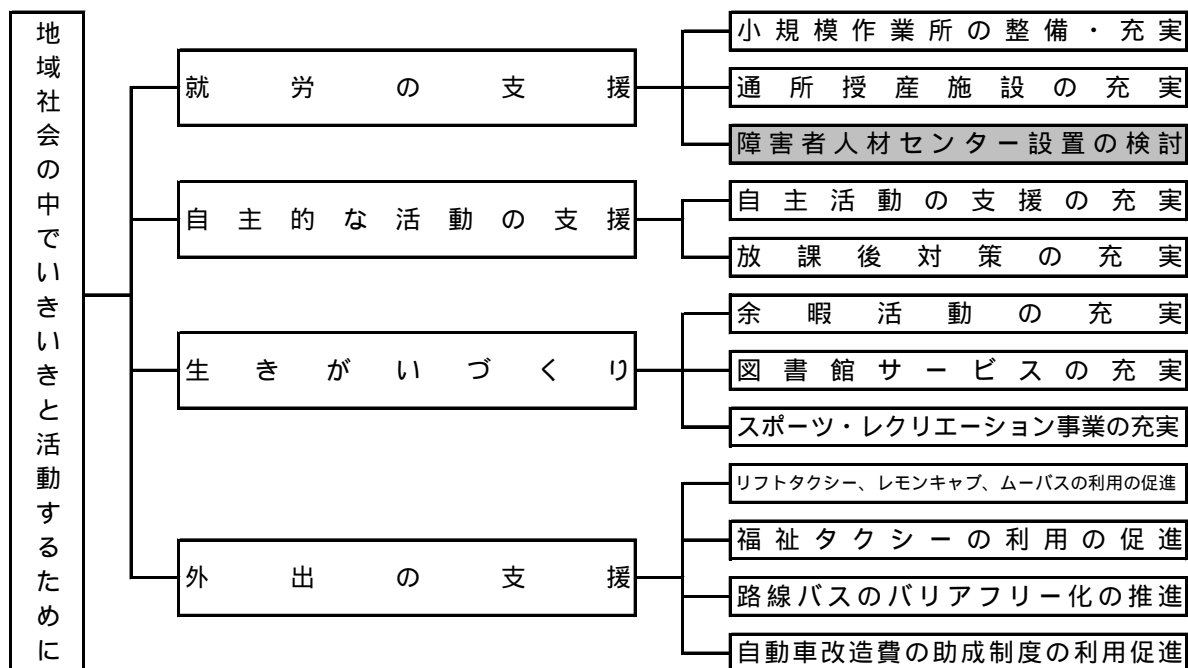
（2）自立生活訓練の検討

個別施策	説明
自立生活訓練の検討	障害児(者)が親から独立して生活するため、日常生活に必要なとする訓練を行う、自立生活訓練を検討する。
補装具、日常生活用具、住宅改造などの推進	自立した生活が過ごせるよう補装具、日常生活用具等の推進を図る。

（３）機能訓練の充実

個別施策	説明
障害者福祉センターのあり方の検討	障害者福祉センター機能回復訓練事業の利用者の増加や継続を希望する方も多くなり、また、介護保険の施行により高齢者と障害者の領域が曖昧となり、センター全体のあり方を検討する。
保育園等の訪問事業の充実	発達途上の障害児の通う保育園等に専門職員を派遣し、保育士等と連携する事により、障害児の発達の促進を図る。
機能訓練事業の充実	障害者福祉センター、保健センター等関係機関と連携し、障害にあった機能訓練の充実を図る。

3. 地域社会の中でいきいきと活動するために ～ 社会参加の促進～



網掛は新規事業

(1) 就労の支援

個別施策	説明
小規模作業所の整備・充実	養護学校卒業後、在宅で生活する障害者に労働の意欲を高め、自立生活を目指すため、整備・充実を図る。
通所授産施設の充実	重度障害者等が、在宅で生活する障害者に労働の意欲を高め、自立生活を目指すため、整備・充実を図る。
障害者人材センター設置の検討	身体、知的、精神障害者等の就労に向け、相談、訓練等の支援する。

(2) 自主的な活動の支援

個別施策	説明
自主活動の支援の充実	障害者、家族、ボランティア等が実施する活動の充実を支援する。
放課後対策の充実	児童生徒の放課後を有効に活用するため、地域ダイグループ等の充実を図る

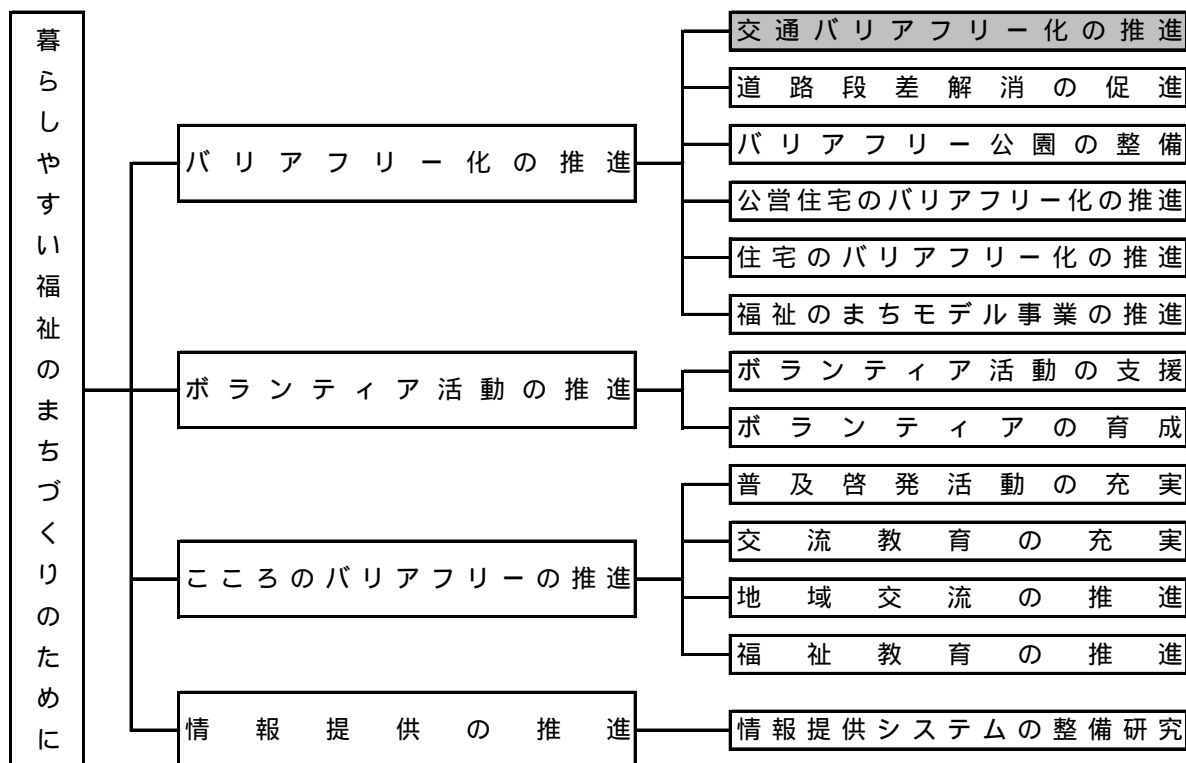
（３）生きがいづくり

個別施策	説明
余暇活動の充実	休日等の余暇を利用して趣味活動の拡大や仲間作り等、余暇活動の充実を図る
図書館サービスの充実	障害者が図書館を利用しやすくするため、点字図書、朗読、拡大写本等のサービスの充実を図る
スポーツ・レクリエーション事業の充実	障害者が充実した生活を過ごすため、スポーツ・レクリエーション等の事業の充実を図る。

（４）外出の支援

個別施策	説明
リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用の促進	障害者の外出を促進するため、リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用促進を図る。
福祉タクシーの利用の促進	障害者の外出を促進するため、福祉タクシーの利用を促進する。
路線バスのバリアフリー化の推進	車椅子の障害者が利用できるバスの導入を推進する。
自動車改造費の助成制度の利用促進	自家用車を改造する助成制度を活用して、障害者の外出を促進する。

4. 暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの推進



網掛は新規事業

(1) バリアフリー化の推進

個別施策	説明
交通バリアフリー化の推進	障害者等が電車、バス等の公共機関を利用し、移動を円滑に進めるため、各施設のエレベーター、エスカレーターの設置を推進し、バリアフリー化を推進する。
道路段差解消の促進	障害者の歩行を円滑にするため、道路段差の解消する。
バリアフリー公園の整備	誰でもが利用できるバリアフリーの公園を整備する。
公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅を利用する歩行困難者や車椅子等の障害のある者が快適に生活できるようにエレベーターの設置や段差を解消し、バリアフリー化を推進する。
住宅のバリアフリー化の推進	転倒防止や介護の軽減を図るため、住宅のバリアフリー化を推進する。
福祉のまちモデル事業の推進	障害者が利用し易い歩道を確保のため視覚障害者用誘導ブロックの設置や信号機の改善等、歩行者優先道路を推進する。

（２）ボランティア活動の推進

個別施策	説明
ボランティア活動の支援	地域の担い手であるボランティアの活動がしやすいよう、研修等を実施し、支援する。
ボランティアの育成	行政などが担えないきめ細かなサービスを担い、地域住民の協力を得るため、ボランティアを育成する。

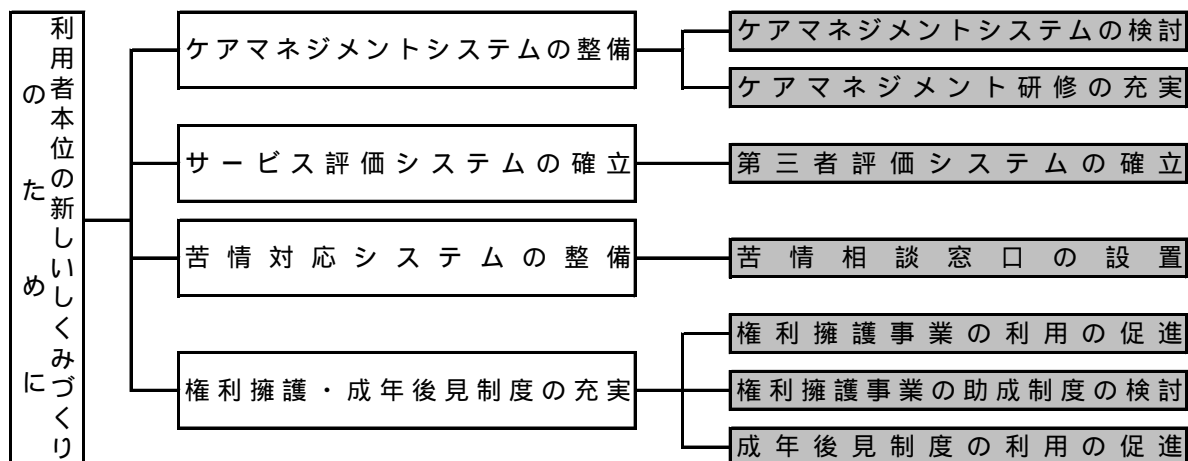
（３）こころのバリアフリーの推進

個別施策	説明
普及啓発活動の充実	障害者を理解し、偏見や誤解などを除去するために市民に普及啓発活動を実施する。
交流教育の充実	心身障害者学級との交流を深め、相互理解を促す。
地域交流の推進	障害者と地域住民、ボランティア等の交流を図り、相互理解を深める施策を推進する。
福祉教育の推進	学校教育で障害者や高齢者の理解を深めるための体験学習の推進を図る。

（４）情報提供の推進

個別施策	説明
情報提供システムの整備研究	サービスの利用等情報を円滑に提供できるようインターネット等を利用し、情報提供システムの整備を研究する。

5 . 利用者本位の新しいしくみづくりのために ～ 利用者支援の充実～



網掛は新規事業

(1) ケアマネジメントシステムの整備

個別施策	説明
ケアマネジメントシステムの検討	支援費制度により、利用者により良いサービスを提供するためケアプランの作成を行うため、ケアマネジメントシステムの検討を行う。
ケアマネジメント研修の充実	ケアマネジメント研修を実施し、職員の資質の向上を図る。

(2) サービス評価システムの確立

個別施策	説明
第三者評価システムの確立	サービスの質の向上を図るため、事業者のサービス水準を第三者の評価を受け、業務の改善を図る。

(3) 苦情対応システムの整備

個別施策	説明
苦情相談窓口の設置	利用者からのサービスに対する苦情を受け、双方の事情を聴取し、相談指導、調整する機能を持った窓口を設置する。

（４）権利擁護・成年後見制度の充実

個別施策	説明
権利擁護事業の利用の促進	契約等する判断能力の乏しい方に代わって、代理人が契約等を代行する福祉公社の権利擁護事業の利用を促進する。
権利擁護事業の助成制度の検討	福祉公社が実施する権利擁護事業の利用を促進するため、利用料を助成する制度を検討する。
成年後見制度の利用の促進	親亡き後、判断能力がない本人に代わり財産保全、金銭管理等を行うため、成年後見制度の利用を促進する。

推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、まず、常設機関としての「障害者計画推進協議会」をより充実させ、障害者計画の進捗状況の把握および施策内容を定期的に点検して確認していきます。特に介護保険制度との整合性については、介護保険制度が障害者制度よりも優先され、両者の整合性が保たれるよう留意していきます。同時に、障害者の生活実態状況等の実態を把握するため、定期的に調査を実施し、障害者施策推進の基礎資料としていきます。

計画の進捗状況は、市報やホームページ等を通じて、広く市民に情報提供していきます。

また計画見直しの際には、市民参加による評価組織（計画策定委員会等）を立ち上げる他、実態調査・関係団体ヒアリング・市民意見交換会などの多様な手法を実施します。